

令和5年度 首都直下地震防災に関するシンポジウム企画・運営支援業務 企画競争実施にかかる説明書

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 業務の概要

(1) 業務目的

本業務は、首都直下地震の発生が逼迫するなか、関東大震災から100年の節目を契機に、当時の震源域であった神奈川県内の災害対応を教訓に、地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について住民や企業・行政関係者へ理解を深めてもらうことを目的にシンポジウムの企画・運営を行うものである。

(2) 業務内容

- ①シンポジウムの企画立案
- ②シンポジウムの運営
- ③広報資料（シンポジウムのチラシ等）作成

(3) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。
契約締結日～令和5年10月31日

(4) 業務打合せ

以下の事項について、打合せを行い、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

- ①業務着手時
- ②中間（2回）
- ③成果品納入時

(5) 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ①報告書 1部
- ②報告書データ（CD-R等） 1部
- ③その他、発注者が指示したもの 1式

(6) 概算予算額

本業務の参考業務規模は、400万円程度（税込み）を想定している。

(7) 特定テーマに対する提案

本業務において、企画提案を求めるテーマは以下の事項とする。

特定テーマ：首都直下地震に対する住民や企業・行政関係者の地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について理解を深めるための効果的な方策

(8) 再委託

本業務において、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 前項の「主たる部分」は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

3) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようと

するとき（以下「再委託」という。）は、予め再委託の相手方の住所、氏名再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、事前に承諾を得なければならない。

また、再委託者には受託者と同等の義務を課すものとし、受託者は必要な手続きを行うこと。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4) 前項の規定は、受注者が軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。
- 5) 前項の「軽微な業務」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
- 6) 上記3) なお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。
- 7) 再委託先との契約内容には、発注者の情報セキュリティポリシーの遵守を義務付けるとともに、受注者の社内規定及び情報セキュリティポリシー、再委託者社内規定及び情報セキュリティポリシーを遵守する内容を盛り込み契約する。契約の内容については、契約書の写しを監督職員に提出するものとする。

(10) 担当部局

〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階
国土交通省 関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話：045-211-7413
電子メール：pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

2. 企画提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 業務実施上の参加資格要件

企画提案書の提出者に求めるべき参加資格は、以下のとおりとする。

- 1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- 4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき3）の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- 5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 6) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- 7) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている

場合

- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - iv 組合の理事
 - v その他業務を執行する者であつてiからivまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
 - その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 8) 配置予定技術者（主たる担当者）については、以下に示される同種又は類似業務について、平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- ・同種業務：インフラ整備に関するシンポジウムを企画・運営した業務
 - ・類似業務：シンポジウムを企画・運営した業務
- 9) 配置予定技術者（主たる担当者）については、令和5年4月7日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。
- 10) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を発注者に提出し、提案書又は入札書の提出期限までにその同意を得ていること。なお、競争参加資格等の確認結果の通知をもって、同意又は不同意と見なす。

3. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画競争は高度な企画立案や高度で高い信頼性を要する業務における具体的な取り組み方法について企画提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。企画提案は仕様書化できる内容であることに留意する。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添様式（様式－1～9、A4判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント程度以上とする。

(3) 企画提案書とあわせて提出する関連資料

- 1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況確認のための書類
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等
 - ②次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定
 - ③青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定これらに該当する場合は、それぞれの認定において、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

2) 同種又は類似業務の確認のための書類

配置予定技術者（主たる担当者）の実績として記載した業務の内容が同種又は類似業務に当たること及び担当者としてその業務に従事したことを証する書類として、「契約書の写し」、「業務計画書」、「特記仕様書」、「業務報告書」等の該当部分の写しを企画提案書に添付すること。

なお、同種又は類似業務の実績として記載した業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、登録されている内容で同種又は類似業務の実績として確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは同種又は類似業務の実績として確認できない場合は、契約書等の写しを提出すること。

また、同種又は類似業務の確認のための書類の提出に当たり、当該業務の発注者との知的財産権の処理に関しては、すべて企画提案書を提出する者の責によるものとする。

発注者との契約等により表示できない内容等については、黒塗りで構わない。

(4) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合及び未提出又は不備がある場合は、企画提案書を無効とすることがある。

4. 企画提案書（関連資料含む）の提出先及び提出期限

(1) 提出先

1. (10) と同じ

(2) 提出方法

1. (10) に掲げる提出先に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）若しくは電子メールによること（電子メールの場合には着信を確認すること）。なお、電子メールで提出する場合の使用可能なソフトはPDFを基本とする。

(3) 提出期限

提出期限：令和5年5月9日12時00分

(4) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合はいかなる場合も受理しない。

(5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。

(6) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(7) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(8) 特定されなかった場合、提出された企画提案書は返却する。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用はしない。また、特定された企画提案書を公開する場合にも、事前に提出者の同意を得るものとする。

(9) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定技術者（主たる担当者）は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(10) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。

(11) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

(12) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

5. 企画提案書の提出に当たっての質問及び回答

(1) 企画提案書の提出に当たって質問がある場合は、文書（書式任意、ただし規格はA4版）により行うものとし、次に従い提出すること。

1) 質問の提出先：1. (10) に同じ

2) 質問の受付期間：令和5年4月7日～令和5年4月17日

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時30分から18時00分まで（最終日は15時00分まで）。

3) 質問の提出方法：持参、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電子メールの場合には着信を確認すること。）

4) 質問書に、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(2) 質問に対する回答は、令和5年4月27日までに電子メールにより、原則として、企画競争実施にかかる説明書を受取した全ての者に、質問の内容及び質問に対する回答を送付する。

6. ヒアリングの実施

(1) ヒアリングについて

提出された企画提案書についての説明を受けるためのヒアリングを開催する。なお、ヒアリング参加者には、ヒアリング日時等の詳細を通知する。

開催日は以下のとおり予定している。

①実施場所： 関東地方整備局

②実施日： 令和5年5月17日（水）

③予備日： 令和5年5月18日（木）

④出席者： 配置予定技術者（主たる担当者）のみ

⑤その他： ②に示す実施日に予定技術者等の都合が合わない場合は、令和5年5月10日までに発注者と協議の上、予備日に変更できるものとする。

(2) ヒアリング参加時の追加資料の提出及び提示は認めない。

7. 企画提案を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは別添のとおりである。

8. 企画提案の特定

(1) 特定されたものに対しては、書面（特定通知書）により通知する。

(2) 特定通知の日は、令和5年5月25日を予定する。

9. 非特定理由に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、非特定理由について説明を求めることができる。

①提出時間： 休日を除く9時30分から18時00分まで。（最終は15時00分まで）

②提出場所： 1. (10) に同じ。

③提出方法： 持参により提出するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面（様式任意）により行う。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

- ①受付場所：1. (10) の提出先と同じ。
- ②受付日時：休日を除く9時15分から18時00分まで。

10. その他の留意事項

(1) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否等

別冊契約書(案)により契約書を作成するものとする。

(4) 支払条件

前払金 無

(5) 再苦情申し立て

関東地方整備局副局長からの非特定者に対する理由の説明に不服がある者は、9.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

1) 提出時間：休日を除く9時30分から18時00分まで。(最終は15時00分まで)

2) 提出場所及び再苦情申し立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、1.(10)と同じ。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

1. (10)と同じ

企画提案書

業務の名称 令和5年度 首都直下地震防災に関するシンポジウム企画・運営支援業務

履行期限 令和5年10月31日

標記業務について、企画提案書を提出します。

なお、本提案書及び添付する関連資料について、非特定の場合には

返却を希望 しません。

返却を希望

しません。(廃棄願います。)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長

石橋 洋信 殿

提出者) 住 所

TEL

会社名 ○○○○○○(株)

代表者 役職名 氏 名

作成者) 担当部署

氏 名

TEL

E-mail

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者 (部署名・氏名)

電話番号

・配置予定技術者（主たる担当者）の平成〇年度以降の同種又は類似業務実績

会社名)

業 務 分 類	
業 務 名	
(TECRIS 登録番号)	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発 注 機 関 名 住 所 T E L	
業 務 の 概 要	(〇〇技術者として従事)
業 務 の 技 術 的 特 徴	
当 該 技 術 者 の 業 務 担 当 の 内 容	

注1) 業務分類には、説明書の2.(1) 8) 同種又は類似業務の実績において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3) 〇〇:「管理」「主任」「担当」のいずれかを記載すること。

注4) TECRIS に登録されていない実績を記載する場合は、業務内容が同種又は類似業務にあたる事及び担当者としてその業務に従事した事を証する「契約書の写し」、「業務計画書」、「特記仕様書」、「業務報告書」等の該当部分の写しを添付すること。

注5) TECRIS 登録がある場合は、TECRIS 登録番号を記載すること。

・配置予定技術者（主たる担当者）の資格等

会社名)

ふりがな 氏名	生年月日			
所属・役職				
保有資格				
技術士（部門：	分野：	登録番号：	登録年月日：	）
〇〇士（部門：		登録番号：	登録年月日：	）
工学博士（	大学		取得年月日：	）
<u>手持業務の状況</u> （令和5年4月7日現在）				
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)

注1) 手持ち業務の状況には、他の業務の管理（主任）技術者や担当技術者として従事しているものを記載すること。

・業務実施体制

会社名)

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
主たる担当技術者 (管理技術者等)			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1) 氏名にはふりがなをふること。

注2) 所属・役職については、企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

・ 特定テーマに対する企画提案

特定テーマ： 首都直下地震に対する住民や企業・行政関係者の地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について理解を深めるための効果的な方策

注) 曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。
A 4 版 2 枚以内とすること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

- 「トライくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

- 若者雇用促進法に基づく認定「ユースエール認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする事。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

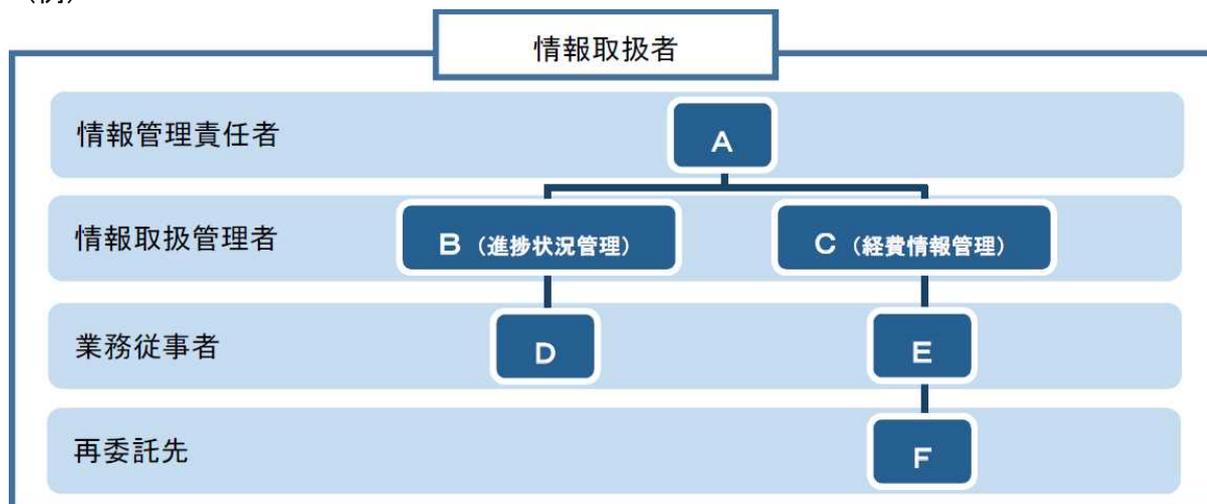
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先を含む）

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。

必要に応じ、本様式－9記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

(別添)

令和5年度 首都直下地震防災に関するシンポジウム企画・運営支援業務 [企画競争入札方式]
企画提案を特定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準	高度な企画提案を要する業務	
企業の経験及び能力	W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	<p>複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</p> <p>(1) 女性活躍推進法に基づく、えるぼし認定企業</p> <p>①プラチナえるぼし ②えるぼし3段階目(※1) ③えるぼし2段階目(※1) ※1 認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準を満たしていること。 ④えるぼし1段階目(※1)</p> <p>(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)</p> <p>⑤行動計画</p> <p>(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく、くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業</p> <p>⑥プラチナくるみん認定 ⑦くるみん認定(平成29年4月1日以降の基準) ⑧トライくるみん認定 ⑨くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)</p> <p>(4) 青少年雇用促進法に基づく、ユースエール認定企業</p> <p>⑩ユースエール認定</p>	<p>①2.9 ②2.4 ③1.9 ④1.5 ⑤1.0 ⑥2.9 ⑦1.9 ⑧1.9 ⑨1.5 ⑩2.4</p>	
	業務経験	<p>配置予定技術者(主たる担当者)の過去10年間の同種又は類似業務の実績</p> <p>下記で評価する。</p> <p>①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は特定しない。</p>	<p>①9.7 ②4.9 ③特定しない</p>	
配置予定技術者	専任制	<p>手持ち業務量</p> <p>配置予定技術者(主たる担当者)の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円以上又は10件以上の場合は特定しない。</p>	数値化しない	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>下記に該当する場合は特定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。 	数値化しない	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5.1	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.1	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
	その他	<p>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</p> <p>5.0</p> <p>なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。</p>	数値化しない	
特定テーマに対する企画提案	特定テーマ	的確性	・業務内容等で示した与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10.1
			・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記述されている場合に優位に評価する。	
			・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
			・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	
	実現性	・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10.1	
		・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
		・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
		・提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。		
	独創性	・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。	10.0	
		・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の技術手法の提案がある場合に優位に評価する。		
		・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
参考見積	業務コストの妥当性	<p>提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。</p>	数値化しない	
		配点の合計	63.0	

同種業務 : インフラ整備に関するシンポジウムを企画・運営した業務

類似業務 : シンポジウムを企画・運営した業務

特定テーマ : 首都直下地震に対する住民や企業・行政関係者の地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について理解を深めるための効果的な方策